

兵庫県公報

平成29年5月26日 金曜日 第2903号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	1
○ 食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設等の名称の変更の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の供用開始（同）	5
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	5
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
公安委員会告示	
○ 指定講習機関の特定講習の休止	9

告 示

兵庫県告示第578号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成29年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 日程、会場等
(i) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成29年6月29日(木)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	40人
同 年7月11日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	40人
同 年8月2日(水)	伊丹市立文化会館	伊丹市宮ノ前1-1-3	40人

同 月10日(木)	津名ハイツ	淡路市志筑162	40人
同 月22日(火)	宝塚商工会議所	宝塚市栄町2丁目1-2ソリオ2	30人
平成29年9月7日(木)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	25人
同 月23日(土)	同 上	同 上	65人

(2) 講習

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成29年11月9日(木)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	30人
同 月21日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	30人
平成29年12月6日(水)	伊丹市立文化会館	伊丹市宮ノ前1-1-3	40人
同 月19日(火)	宝塚商工会議所	宝塚市栄町2丁目1-2ソリオ2	40人
平成30年1月25日(木)	津名ハイツ	淡路市志筑162	40人
同 月30日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	60人

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

(1) 研修受講料 5,000円

(2) 講習受講料 4,500円

6 受講についての問合せ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
電話 (078) 361-8097

兵庫県告示第579号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者の養成施設及び同令第9条第1項第1号の食品衛生監視員の養成施設の設置者から、養成施設の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第20条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更後の養成施設の名称	変更前の養成施設の名称	変更年月日
神戸松蔭女子学院大学人間科学部 食物栄養学科食品衛生課程	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 生活学科食物栄養専攻食品衛生課程	平成29年 4月 1日

兵庫県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 5月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	東谷池地区	平成29年 5月26日から 同 年 6月15日まで	三木市役所

兵庫県告示第581号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町1—52 高 田 喜代治 同 県同 市同 区同 町1—66 黒 田 一 泰	大津	姫路市漁業協同組合

兵庫県姫路市家島町宮1410—39 北村久雄 同 県同 市同 町宮913 坂本弘信	家島	家島漁業協同組合
--	----	----------

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年 5月26日から同年 6月 9日まで
- (2) 縦覧場所 大津加入区 兵庫県姫路市大津区勘兵衛町1—55 姫路市漁業協同組合 大津支所
家島加入区 同 県同 市家島町宮110—1 家島漁業協同組合



兵庫県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町東市場字岡城山1094の31（国有林）、1094の1から1094の29まで、1094の36、1094の38から1094の59まで、1094の61から1094の82まで、一宮町須行名字一ノ谷ノ南923、字サンザコ925の1から925の5まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 5月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 5月26日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 3 号	川西市東畦野 1丁目55番 1 から 同 市東畦野 1丁目48番 1 まで	旧	23.0から 23.0まで	52.0	
		新	23.0から 36.0まで	52.0	



兵庫県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成29年5月28日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西インター線	川西市東畦野1丁目379番1から 同 市東畦野1丁目48番1まで	旧	24.0から 50.0まで	674.0	予定地
		新	24.0から 50.0まで	662.0	



兵庫県告示第585号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

平成29年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
姫路市家島町真浦590—7
家島観光事業組合
組合長 岡部 賀胤
- 4 委託年月日
平成29年4月1日
- 5 徴収の方法
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。



兵庫県告示第586号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合
事務所の所在地 加古郡稲美町国安1150番地の1
設立認可の年月日 平成13年8月24日
- 2 事業計画の変更の内容
施行地区地積
変更前 261,934.0平方メートル

変更後 261,925.2平方メートル

3 変更認可の年月日

平成29年 5月15日



兵庫県告示第587号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28中播位置 0007号	29. 5. 15	宍粟市山崎町鶴木字下荒神64番の一部	6.00	51.15



兵庫県告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 0010号	29. 5. 15	豊岡市日高町十戸字木原33番1の一部	4.00	27.44



兵庫県告示第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28淡路位置 廃0001号	29. 3. 21	淡路市室津字平見1358番1の一部、字川淵 1621番1の一部	5.20	80.00

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ウ	赤穂郡上郡町井上字中道181番 6	519.35	宅地	8,276	828
エ	明石市魚住町西岡字池ノ内842番 4	811.88	宅地	36,373	3,638

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
 一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
 なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 受付期間
 平成29年5月29日（月）から同年6月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後

5時まで。ただし、平成29年5月29日（月）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成29年6月15日（木）消印有効とする。

- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655
- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間
平成29年6月29日（木）午後1時から同年7月6日（木）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
平成29年7月6日（木）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2655



兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

平成29年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 推薦資格を有する者
 - (1) 労働者委員候補者の推薦
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合
 - (2) 使用者委員候補者の推薦
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 被推薦者
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。
- 3 推薦期間
平成29年5月29日（月）から同年7月14日（金）まで
- 4 推薦に必要な提出書類

- (1) 労働者委員候補者の推薦
 - ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
 - イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）
 - (2) 使用者委員候補者の推薦
 - 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書
- 5 推薦書類の提出先
- (1) 労働者委員候補者の推薦
 - 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課
 - (2) 使用者委員候補者の推薦
 - 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 小野市王子町字山ノ下75番1、75番3から75番8まで、78番5から78番11まで、75番1地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 小野市王子町868番地の1
 - 有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 平成29年 4月28日
 - 兵庫県指令北播（加土）（建）第1-16-2号（28小野）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 5月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 揖保郡太子町福地字前田573番、574番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 揖保郡太子町福地408番地
 - 社会福祉法人明和福祉会 理事長 松 浦 暁 了
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 平成29年 5月15日
 - 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22-3号（28太子）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第161号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の休止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 5月26日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の氏名
ピース実業株式会社	神戸市西区伊川谷町長坂876番地	水 山 裕 中

2 特定講習を行う事務所の名称

東洋自動車学校

3 特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

4 休止期間

平成29年6月1日から同年12月31日まで